

宮前区役所待機児童対策推進会議設置要綱

平成31年4月1日
31川宮児第2号

(目的及び設置)

第1条 子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、市の最重要課題である「待機児童対策」を推進するため設置する「川崎市待機児童対策推進本部」と連携を図り、宮前区における待機児童解消に向けた取組を推進するため、宮前区役所待機児童対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保育所等待機児童の解消に関すること。
- (2) その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 副会長は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、事務局を地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

宮前区役所待機児童対策推進会議

1	区長
2	副区長
3	区民サービス部長
4	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
6	まちづくり推進部総務課長
7	まちづくり推進部企画課長
8	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
9	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長〔保育所等・地域連携〕
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課児童家庭サービス係長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課待機児童対策担当係長